

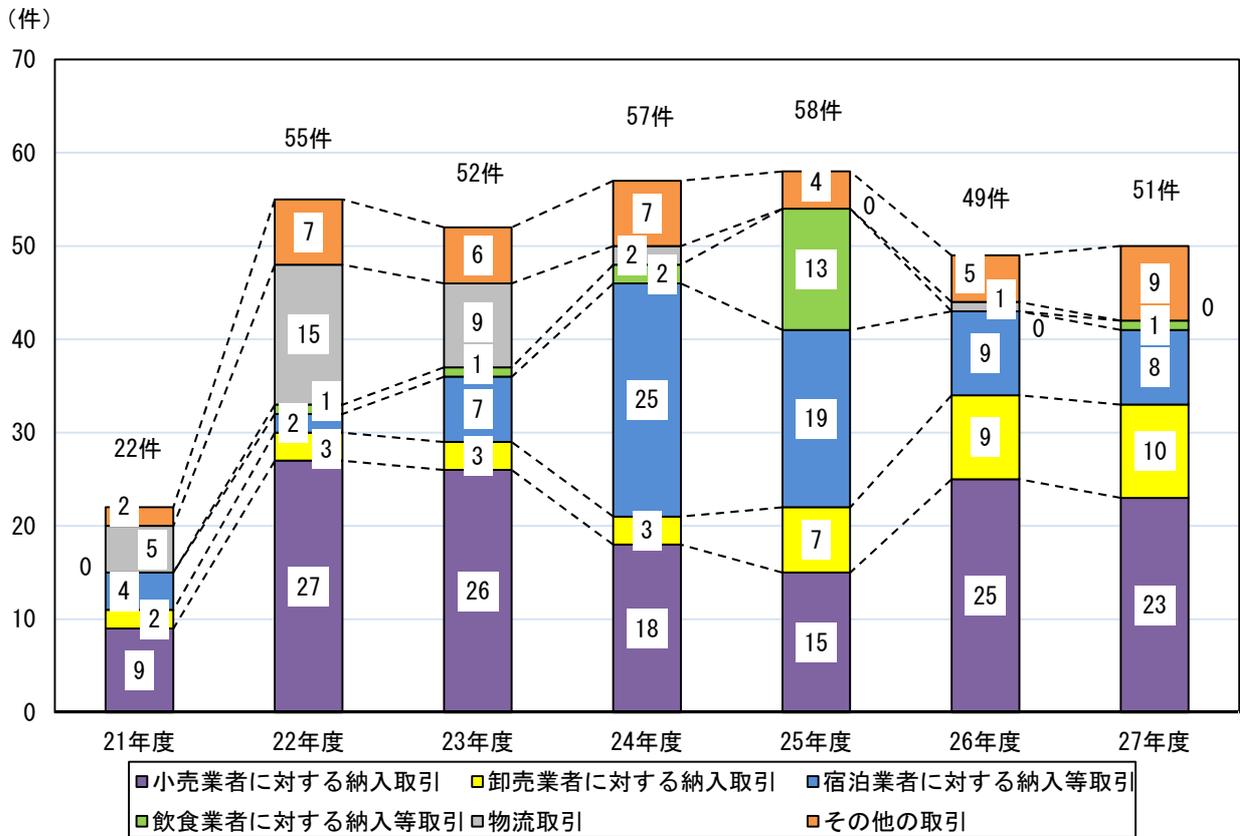
## 平成27年度における優越タスクの取組状況

### 第1 処理の状況

#### 1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成27年度においては、51件の注意を行った。

<図：年度別注意件数の推移>



#### 2 注意の件数及び内容

(1) 注意を行った51件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対する納入取引が23件と最も多く、次いで卸売業者に対する納入取引が10件、宿泊業者に対する納入等取引が8件、飲食業者に対する納入等取引が1件、その他の取引は9件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が45件中20件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が10件となっている。また、卸売業者に対する納入取引については、「協賛金等の負担の要請」が17件中8件と最も多くなっている。さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、

「購入・利用強制」が13件中8件と最も多くなっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「協賛金等の負担の要請」が27件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が24件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	卸売業者 に対する 納入取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	5	2	8	1	5	21
協賛金等の負担の要請	10	8	5	1	3	27
従業員等の派遣の要請	20	3	0	0	1	24
その他経済上の利益の提供の要請	0	0	0	0	4	4
返品	7	4	0	0	1	12
支払遅延	1	0	0	0	0	1
減額	0	0	0	1	0	1
取引の対価の一方的決定	2	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	1	1
合計	45	17	13	3	15	93

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数(51件)と行為類型の内訳の合計数(93件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

## 第2 効率的・効果的な処理

### 1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

(2) 平成27年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約47日であった(前年度は約45日)。

### 2 効果的な処理

(1) 優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者(担当取締役等)と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

(2) 面談後、関係事業者が、自主的に改善し、再発防止に努める旨を文書で報告してきた内容のうち、主な内容は次のとおりである。

ア 百貨店業者からは、今後、以下の行為を取りやめる旨の報告があった。

(ア) 協賛金等の負担の要請について、取引先納入業者に対し、販売促進物の作成費用以上の額又は当該費用の大半の額を負担するよう要請していた。

(イ) 従業員等の派遣の要請について、取引先納入業者に対し、その販売に関する能力等が活用できる作業とはいえない催事時の商品撤去作業を行わせるため、従業員等の派遣のために通常必要となる費用を負担せずに、従業員等を派遣するよう要請していた。

(ウ) 返品について、取引先納入業者に対し、商品購入時に返品条件を明確にすることなく、また、あらかじめ返品の同意を得ていたものの、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、売れ残った商品を引き取るよう要請していた。

また、同社からは、公正取引委員会から注意を受けた行為（上記(ア)ないし(ウ)）について、社内の会議、コンプライアンス研修、通達等により、周知徹底を図る旨の報告があった。

イ ドラッグストア業者からは、従業員等の派遣の要請について、新規オープン等に際し、取引先納入業者に対し、その販売に関する能力等が活用できる作業とはいえない商品陳列作業を行わせるため、派遣の条件について個別に同意を得ることなく、また、従業員等の派遣のために通常必要となる費用を負担せずに、従業員等を派遣するよう要請していた行為を取りやめる旨の報告があった。

## 優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

### 1 小売業者に対する納入取引

#### 購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むAは、購買担当者から、取引先納入業者に対し、Aが販売する飲料、精米等の購入を要請していた。
- (2) 食品スーパーマーケット業を営むBは、取引先納入業者に対し、あらかじめ購買担当部署ごとに販売目標数量を定めた上で、Bが販売するクリスマスケーキ等の季節商品、スーツ等の衣料品等の購入を要請していた。

#### 協賛金等の負担の要請

- (3) ドラッグストア業を営むCは、新規オープンにおけるセールを行うに際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、また、協賛金を拠出した取引先納入業者の商品に関する販売促進活動を特に行うこととしていないにもかかわらず、協賛金の負担を要請していた。
- (4) 食品スーパーマーケット業を営むDは、物流センターの利用料について、取引先納入業者に対し、一律に定めた上で、算出根拠等を明確にすることなく、協議を行わずに、負担を要請していた。

#### 従業員等の派遣の要請

- (5) 食品スーパーマーケット業を営むEは、新規オープン等に際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、当該納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用をほとんど負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (6) ドラッグストア業を営むFは、取引先納入業者に対し、四半期ごとに、当該納入業者の直接の利益にはならない棚卸作業を行わせるため、従業員等の派遣を要請していた。
- (7) 文具等の小売業を営むGは、物流センターでの仕分け作業を行わせるため、取引先納入業者に対し、当該納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

#### 返品

- (8) ホームセンター業を営むHは、取引先納入業者に対し、季節商品について、商品購入時に明確な返品条件を定めることなく、また、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

## **取引の対価の一方的決定**

- (9) ドラッグストア業を営むIは、取引先納入業者との間で、新規オープンの特売商品の納入価格を取り決めるに当たり、十分な協議を行うことなく、Iが提示する納入希望価格のみを基準として定めていた。
- (10) 補聴器等の小売業を営むJは、取引先納入業者との間で、納入価格を取り決めるに当たり、十分な協議を行うことなく、メーカー希望小売価格に対して一律一定率で設定していた。

## **2 卸売業者に対する納入取引**

### **購入・利用強制**

- (1) 飲食料品等の卸売業を営むKは、購買担当者から、取引先納入業者に対し、Kが販売する飲料等の購入を要請していた。

### **協賛金等の負担の要請**

- (2) 食料品の卸売業を営むLは、Lが販売する食料品を掲載したカタログの制作に際し、取引先納入業者に対し、算出根拠、用途等を明確にすることなく、カタログ制作費のほとんど全ての額に相当する協賛金の負担を要請していた。
- (3) 建築用資材の卸売業を営むMは、取引先納入業者に対し、Mの従業員の慰安旅行に充てるための協賛金の負担を要請していた。

### **返品**

- (4) カー用品の卸売業を営むNは、取引先納入業者に対し、売れ残った商品等について、商品購入時に明確な返品条件を定めることなく、また、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

## **3 宿泊業者に対する納入等取引**

### **購入・利用強制**

- (1) 宿泊業を営むOは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Oの運営するホテルにおいて開催されるディナーショーのチケット等について、年間の取引額等に応じて枚数を指定して購入を要請していた。
- (2) 宿泊業を営むPは、業者会会員に対し、Pの運営するホテルにおいて開催されるディナーショー等のチケットについて、購入実績に応じてランキングを作成し、その上位者を発表するなど、当該ランキング制度の実質的な運営を行うことにより、購入を要請していた。

### **協賛金等の負担の要請**

- (3) 宿泊業を営むQは、Qの運営するホテルにおいてウェディングフェアを開催するに

際し、取引先事業者に対し、算出根拠等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請していた。

- (4) 宿泊業を営むRは、Rの運営するホテルにおいてウェディングフェアを開催するに際し、取引先事業者に対し、ウェディングフェアに要する費用を超える額の協賛金の負担を要請していた。

#### 4 飲食業者に対する納入取引

##### 購入・利用強制

- (1) 飲食業を営むSは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Sが販売する食料品の購入を要請していた。

##### 協賛金等の負担の要請

- (2) 飲食業を営むSは、周年記念及び開店記念に際し、取引先事業者に対し、算出根拠、使途等を明確にすることなく、協賛金の負担を要請し、また、要請した取引先事業者の提供に係る意思を確認することなく、協賛金を徴収していた。

#### 5 その他の取引

##### 購入・利用強制

- (1) レジャー施設の運営業を営むTは、取引先事業者に対し、年間取引金額の一定率に相当する額の購入金額を定めた上で、Tが運営する施設の利用券の購入を要請していた。
- (2) ゴルフ場の運営業を営むUは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Uが開催するゴルフ大会の前売入場券の購入を要請していた。

##### その他経済上の利益の提供の要請

- (3) 冠婚葬祭業を営むVは、取引先事業者に対し、Vの運営する施設において開催されるイベントで使用される景品について、無償で提供するよう要請していた。
- (4) 放送業を営むWは、テレビ番組制作会社に対し、当該制作会社に帰属する著作権について、Wに譲渡する旨の同意を得ているものの、当該著作権の対価を明確にしていなかった。